

恵那中央出張所運営協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、恵那中央出張所運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、恵那中央出張所（以下「出張所」という。）を拠点に、女性活躍に関する施策、食に関する施策及び市民サービスに関する施策を総合的に展開し、将来にわたり住み続けたい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 出張所の管理運営に関すること。
- (2) 女性活躍の推進に関する事業の企画立案及び実施
- (3) 食に関する事業の企画立案及び実施
- (4) 市民サービスに関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 男女共同参画団体から推薦された者
- (2) 子育て団体から推薦された者
- (3) 食に関する団体から推薦された者
- (4) 福祉団体から推薦された者
- (5) 商工業団体から推薦された者
- (6) 関係する行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(役員及び職務)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、委員の中から互選する。

- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、必要な助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会の会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、協議会に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、恵那市役所まちづくり企画部企画課に置く。

(会計)

第9条 協議会の経費は、補助金その他収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年3月25日から施行する。